

令和6年度旭川市農業委員会3回総会議事録

- 1 開催日 令和6年6月25日(火曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 25名
 - 1番・橋本 幸博
 - 2番・北原 浩美
 - 3番・松原 朗
 - 4番・吉田 豪人
 - 5番・市田 敏行
 - 6番・佐藤 絢也
 - 7番・佐藤 慎二
 - 8番・川上 和幸
 - 9番・小出 範之
 - 11番・湯浅 光二
 - 12番・楠 栄
 - 14番・石尾 卓也
 - 15番・只石 博幸
 - 16番・柿木 和恵
 - 17番・廣田 健太郎
 - 18番・廣瀬 康行
 - 19番・小竹 一茂
 - 20番・山中 泰典
 - 21番・千代 圭
 - 22番・佐藤 博則
 - 23番・鈴木 剛
 - 24番・高橋 一政
 - 25番・前田 靖雄
 - 26番・山田 孝
 - 27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 10番・中島 張 13番・請川 幹恭
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 渡辺主査 遠藤主任
川原主任
- 7 農政部農政課職員 松友主査
- 8 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 1番・橋本 幸博 2番・北原 浩美
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について(審議)
 - (6) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (7) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
 - (9) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (10) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (11) 報告第6号 現地目証明願について(専決)

10 議事録本紙

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第3回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は25名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（太田事務局長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、10番中島委員、13番請川委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号1番橋本委員、2番北原委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が5件です。
地区の内訳ですが、東鷹栖地区が2件、江神地区が2件、東旭川地区が1件となっております。
番号1番、2番及び5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号3番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が農業に精励しようとする案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番及び5番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは3ページないし19ページでございます。

東鷹栖地区1件、永山地区1件、江神地区11件、西神楽地区1件、東旭川地区30件、合計44件となっております。

面積は、89.9haでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号3番及び4番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。

議案書の4ページ、利用権設定の番号3番及び4番は期間満了による再設定でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号3番及び4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号3番及び4番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（佐藤 慎二） （佐藤慎二委員 着席）

- 議長（山田 孝） 佐藤慎二委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号15番ないし18番につきましては、滝川委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委員（滝川 岳雪） （滝川委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案書の9ページ、利用権設定の番号15番ないし18番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号15番ないし18番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号15番ないし18番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（滝川 岳雪） （滝川委員 着席）
- 議長（山田 孝） 滝川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号37番ないし39番につきましては、小竹委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委員（小竹 一茂） （小竹委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案書の16ページ、利用権設定の番号37番は借主を変更する案件、17ページ、番号38番及び39番は、解約再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号37番ないし39番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）

- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号３７番ないし３９番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委 員（小竹 一茂） （小竹委員 着席）
- 議 長（山田 孝） 小竹委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号４１番につきましては、廣田委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 退席）
- 議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案書の１８ページ、利用権設定の番号４１番は、解約再設定でございます。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号４１番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委 員 （意見なし。）
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号４１番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委 員（廣田 健太郎） （廣田委員 着席）
- 議 長（山田 孝） 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議事参与制限の１０件を除いた３４件は、期間満了による再設定が２１件、解約再設定が２件、借主変更が５件、稼働力不足等を理由とした新規案件が６件となっております。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、利用権設定、番号１番及び２番、５番ないし１４番、１９番ないし３６番、４０番、４２番ないし４４番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (栗山副主幹) 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。
議案の該当ページは21ページで、御審議いただく全体の件数は、西神楽地区が2件、東旭川地区が1件、計3件でございます。
内容でございますが、土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付であっせん委員会を行いました。が、売買予定時期の不一致のため、不調となりました。
しかしながら、当該農地は集団的な農地であり、地区で選考した買い手候補者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間、賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められるとあっせん委員会において判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を実施することについて審議を求めるものでございます。
以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、申出者と北海道農業公社に通知することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (西村副主幹) 事務局。
日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは23ページないし25ページ、補足資料の該当ページは7ページないし23ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものでございます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきましては8件、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）につきましては1件、合計9件の変更案となっています。

番号1番及び番号4番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号2番及び番号3番につきましては、今後、旭川市生産基盤改善促進事業の活用が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号5番につきましては、植林を行うために除外となる案件でございます。

番号6番及び番号7番については、住宅建設のために除外となる案件でございます。

番号8番については、経済事情の変動その他情勢の推移から除外されるものであります。

続いて、旭川農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更につきましては、番号7番に係る農家住宅建設に伴う転用を行う案件です。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。
個人情報関係もあると思いますが、利用目的の説明は、これ以上細かくできないでしょうか。
経済事情と言っても色々な事情があると思うのですが。

○農政部農政課（松友主査） 農政部農政課の松友と申します。
御質問のありました番号8番につきまして、利用目的の“経済事情の変動その他情勢の推移、”という文言自体は、法律に基づいた言い方になります。
中身といたしましては、現地在森林のような状況となっております、現状に即して、今回、外すということを言わんとするものであります。

○委員（市田 敏行） 森林状態と言うことで理解してよろしいんですね。

○農政部農政課
(松友主査)

はい。

○議長(山田 孝)

他に、御意見、御質問はございませんか。

○委員

(意見なし。)

○議長(山田 孝)

それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長(山田 孝)

続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について(審議)」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(遠藤主任)

事務局。

日程第5議案第5号「現地目証明願について(審議)」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページないし29ページでございます。

江神地区で6件、西神楽地区で2件、東旭川地区で4件、合計で12件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長(山田 孝)

ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員(山中 泰典)

20番山中です。

番号3番ないし5番について補足説明します。

現地確認したところ、3番ないし5番の土地につきましては周囲が山林に囲まれており、願出地についても現在は山林化が進んでいる状態であったことから、現況は農採地以外と判断いたしました。

以上です。

○議長(山田 孝)

それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員

(意見なし。)

○議長(山田 孝)

それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）

事務局。

日程第6報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページでございます。

本件につきましては、西神楽地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第7報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第7報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは33ページないし36ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に9件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区6件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8議案第3号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第8報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは37ページでございます。

本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による住宅の建築が2件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。

日程第9報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは39ページ、補足資料の該当ページは25ページないし34ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に10件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料25ページないし34ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第10報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは41ページないし46ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で3件、西神楽地区で4件、東旭川地区で8件、合計で15件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） 次に、日程第11報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第11報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは47ページ及び48ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第1.2条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第6号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 橋本幸博

署名委員 北原浩美